

【1998年9月11日】年金改革の基本方向

日本経営者団体連盟

年金改革の基本方向

平成10年9月

日本経営者団体連盟社会保障特別委員会

序 文

平成11年の公的年金改革問題は、前回改正（平成6年）から程なく抜本改革に直面しています。それは、予想を上回る少子・高齢化の進行と経済体質の変化などによって、現行給付水準を前提にすると将来世代の最終保険料率負担が30%を大きく上回り、世代間の負担と給付に大きなアンバランスを招来することなどによるものです。

したがって、今次年金改革では、世代間の負担と給付の見直しを通じて、制度の長期的な安定を図ることが課題となります。日経連では、すでに本年1月の労働問題研究委員会報告で「他の税、社会保障負担を考慮すると、20%を超える保険料負担は耐えがたく、給付水準の見直しは避けられない」と指摘してきました。このため、今次年金改革では、負担と給付の両面でのさらなる改革が求められています。

現行の公的年金制度は、1階部分の空洞化が進んでいること等から、その財源を目的間接税へと転換する必要があります。同時に、2階の報酬比例部分は、積立方式の社会保険方式に再構築します。1階を税方式に転換することにより、国民年金の空洞化問題、徴収コストの大幅削減、第3号被保険者問題などが解決し、公的年金が直面する不安、不信などの解消に資します。また、目的間接税方式に転換すれば、税負担がアップした分、保険料負担が軽減されることに注目する必要があります。

一方、給付については、企業や勤労者の負担が限界にきていることを考えると、中長期的になだらかにその水準を2~3割程度削減することや「別個の給付」の段階的廃止などが必要になってきます。

このような抜本改革を通じて、自助、共助、公助のバランスがとれ、負担と給付が長期にわたって均衡・安定する公的年金制度を構築し、国民の信頼の回復を図らなければなりません。本提言が速やかに実現することを願って止みません。

平成10年9月

日本経営者団体連盟
社会保障特別委員会
委員長 渡里 杉一郎

日経連

年金改革の基本方向（要旨）

年金改革の目標等

- ・予想を遥かに超えて進行する少子・高齢化、低成長・低利回り型への経済体質の変化、企業の社会保障負担余力の低下などの社会経済の激変に対応して、公的年金制度も改革されるべき。
- ・自助・共助・公助のバランスに配慮しつつ、負担と給付が長期に均衡・安定する年金制度の確立を目指す。
- ・小さな政府・中福祉中負担の実現、国民負担率 50～45%以下の達成を目指す。
- ・年金制度の長期的安定―負担と給付の公平の確保、国民年金の空洞化への対応、第 3 号被保険者問題の解決、等。
- ・1 階と 2 階の財源分離。

基本構造

1 階と 2 階の組合せ。

1 階……定額給付、全額税方式、賦課方式。

2 階……報酬比例給付、社会保険方式、積立方式。

負担の限界

中長期的にも、労使合せて、月収の 20%以下（1 階の税方式部分の保険料率換算を含む）。

給付の水準

1 階・2 階を合せ、中長期的に、なだらかに 2～3 割程度削減。

1 階・「基本年金」(仮称)(現在の基礎年金部分)

給付水準……基礎的費用を賄うに足る水準。移行時は、現行水準 6.5 万円程度。

スライド……財政再計算期ごとに、物価や生活実態を踏まえて改定（消費税率改定による影響分を除く）。賃金スライドなし。

財 源……現行の保険料負担部分の財源を目的間接税に転換。

支給開始年齢…65 歳。繰上げ支給、繰下げ支給の制度を設ける。

受給資格等……国内居住が一定年数以上の者。満額年金の支給要件を設定。高所得者や高資産者は支給制限。

改 善 点…・財源を目的間接税とすることにより、使途が完全に限定、公開される。

- ・公的年金に対する国民の不安・不満がなくなり、国民の信頼が回復。
- ・国民年金の空洞化問題がなくなる。
- ・第 3 号被保険者問題が解決。
- ・学生からの保険料徴収問題がなくなる。
- ・国民年金保険料の徴収コストの大幅削減。

2 階・「報酬比例年金」(仮称)(現在の報酬比例給付部分)

対象者.....・被用者は強制加入。

給付水準.....・報酬比例給付の水準を、中長期的に、なだらかに削減(乗率をなだらかに減ずる。現行のモデル年金約 10 万円を、おおむね 6~5 万円に)。

スライド.....・新規裁定時には、可処分所得による評価。

- ・裁定後は、物価スライドのみ(賃金スライド廃止)。
- ・移行時の既裁定者は、従前額を維持。従前額支給期間中は、スライドなし。

財 源.....・社会保険方式、労使折半負担、国庫補助なし。

- ・標準報酬月額方式。総報酬制の導入に反対。

支給開始年齢.....・段階的に引上げ、将来的に、満額年金の支給基準年齢を 65 歳に。

- ・60~70 歳の中で、本人の自由な選択(「別個の給付」は段階的に廃止。在職老齢年金も順次廃止)。繰上げ支給、繰下げ支給の制度を設ける。

乗積立分の処理...・厚生年金の報酬比例部分の未積立分 350 兆円は、中長期的に処理。

- ・処理方法を、保険料上乘せとするか、国債発行か、増税か、給付減額か、これらの組合せか、などについては、別途検討。

将来の検討課題...・「報酬比例年金」という確定給付型年金においては、負担と給付に大きなアンバランスが生ずる。

- ・これらを回避するため、将来的には、保険料負担比例年金への転換を検討。
- また、その後の状況変化を踏まえ、その民営化問題についても検討。

モデル年金

1 階・2 階を合わせたモデル年金の水準を、中長期的に、なだらかに削減。現行モデルに比して 2~3 割程度減。この場合、女性の平均厚生年金加入期間も考慮する。

企業年金改革

今後の企業年金のあり方.....本年 5 月の日経連の提言を速やかに実現。

- ・年金税制に関し、拠出時・積立段階非課税、給付時課税。特別法人税の撤廃。
- ・労使合意を前提とした柔軟な制度設計の実現。
- ・確定拠出型企業年金の早期導入。「個人勘定」(仮称)の創設により、選択肢を拡大。
- ・労使自治の原則に基づいて、定期的に制度の健全性をチェックする仕組みを設ける。
- ・厚生年金基金から適格退職年金への移行を認める。

厚生年金基金の代行制度.....代行制度は、廃止の方向で抜本的に見直すべき。当面、代行なし基金・代行部分の国への返上を認めるべき。

積立金のあり方

- ・2 階部分の積立金は、未積立分の処理方針などと併せて検討。

- ・自主運用に当たっては、拠出者の意向を最大限反映するとともに、安全性と確実性を基本に、具体的方策を検討。

パート労働者の扱い

健康保険法上の被扶養者の扱い、税法上の配偶者控除・配偶者特別控除の扱い、企業の配偶者手当の扱い、などを総合的に考慮し、慎重に判断する必要がある。

少子化への対応

- ・少子化対策は、基本的に総合対策として、一般税財源で行うべき。
- ・育児休業中の社会保険料の免除制度を、事業主にも認めるべき。

改正の順序

- ・1 階部分の財源転換（税方式導入）は、今回改正で明確化し、速やかに実施に移す。
1 階の賃金スライドの廃止は今回改正で。
- ・2 階部分の乗率のなだらかな変更、賃金スライドの廃止、支給開始年齢の引上げなどは、基本的に、今回改正により実施に移す。また、厚生年金基金への確定拠出型年金の導入、「個人勘定」の創設なども、今回改正で。
- ・1999 年保険料率引上げ計画は、実施すべきではない。

年金改革の基本方向

はじめに

今日、わが国の社会保障を取り巻く社会経済の環境は、大きく変化してきている。

第一に、少子・高齢化が予想を遥かに超えて進行している。合計特殊出生率も、年々大きく低下している（平成 8 年 1.43、9 年 1.39）。この低下の歯止めらしきものも見当たらない状況にある。長命化も進んでいる。わが国の人口構成は、かつてのピラミッド型から壺型へと大きく変化してきている。このような人口構成の変化は、年金制度に大きなインパクトを与える。

第二に、戦後最悪のマイナス成長（平成 9 年度 0.7%）、これまた最悪の完全失業率（平成 10 年 6 月 4.3%、7 月 4.1%）依然として進まない金融機関の不良債権処理など、わが国経済はバブル経済崩壊後の低迷から抜け出せず、最近ではデフレ模様の現象も出てきている。すなわち、わが国は、かつての高度成長型から低成長・低利回り型へと経済体質が大きく変化してきた。

第三に、大競争（メガコンペティション）時代の下で、国際競争にさらされている企業にとって、社会保障負担の負担余力がもはや殆どなくなっている。このような社会経済の激変の中では、公的年金制度はこれらの環境変化に対応して改革されなければならない。改革に当たっては、自助・共助・公助のバランスに配慮しつつ、負担と給付が長期

に均衡・安定する年金制度の確立を目指す必要がある。

また、公的年金の負担と給付の見直しが行われる中で、個人の自助努力に加え企業年金が一定の役割を担うことは重要であり、その意味で、企業年金の仕組みを近年の環境変化に即して整備することが必要となってきた。この点については、日経連は、既に、本年5月、公正・中立な税制、柔軟な制度設計の確立と確定拠出型年金の創設に向けて、「今後の企業年金のあり方についての提言」を公表し、見解を明らかにしているところである。

1. 年金改革の目標と基本構造

(年金改革の目標)

日経連では、かねて、社会保障構造改革について、小さな政府・中福祉中負担の実現、国民負担率50～45%以下の達成を目指してきた。今後の年金改革に当たっても、これらの目標の達成を目指すものとする。

現行の公的年金は、多くの問題を抱えている。世代間の負担と給付に大きなアンバランスがあること、現行の給付水準を維持するとすれば、将来の保険料負担が現状の2倍にも達し、将来世代に重い負担を課すことになること、国民年金のいわゆる空洞化が進行していること、第3号被保険者問題(後述)の解決が求められていること、などがある。また、これらの問題が、国民に、公的年金に対する不安と不信を抱かせている。これからの改革に当たっては、これらの問題点の解決を図り、年金制度の長期的安定が確立できるようにしなければならない。

このため、現行の1階の基礎年金部分と、2階の報酬比例部分との財源を明確に分離し、後述のように、1階部分は、保険料と称する、事実上の直接税的負担から、目的間接税による負担へとシフトさせ、2階部分は、社会保険方式を採り、1階部分への拠出金は廃止することとする。

(基本構造)

公的年金の基本構造は、現行と同様に、1階部分と2階部分との組合せとする。

1階部分は、定額給付、全額税方式(目的間接税)賦課方式とし、2階部分は、報酬比例給付、社会保険方式、積立方式とする。

2. 負担と給付

(負担と給付のアンバランス)

わが国の人口構成の予想を超える急速な変化などに伴って、世代間の負担と給付のアンバランスが極めて大きなものとなっている。

1994年時点での厚生省の試算によると、現在の年金受給世代である大正13年(1924年)生まれの者は、保険料負担総額(事業主負担を含む。また、金利分を含む。)は約800万円であるのに対して、年金給付総額は約6,100万円で、給付は負担の7.6倍となる。一

方、現在の現役世代である昭和 39 年(1964 年)生まれの者は、保険料負担総額は約 5,200 万円であるのに対して、年金給付総額は約 5,800 万円で、給付は負担の 1.1 倍となる。ところが、近い将来に現役世代となる昭和 59 年(1984 年)生まれの者は、保険料負担総額は約 6,800 万円になるのに対して、年金給付総額は約 5,800 万円で、給付は負担の 0.85 倍、すなわちマイナスになるという異常な状況が発生する。

1994 年時点の条件設定でこうなるのであるから、その後の新人口推計を用いたり、年金財政に用いる基礎率を最近の状況に適合したものに変更すれば、負担に見合った給付を受けられる世代は、前記厚生省試算よりも少なくなることは明らかである。

人口構成変化など所与の条件が変化すれば、負担と給付の関係も合理的・科学的に改定し、アンバランスを是正していくことが必要となる。

(負担の限界)

日経連は、本年 1 月の労働問題研究委員会報告において、「現行の年金給付水準を維持したままでは、将来の保険料率は 30%を大きく越える見通しであり、他の税、社会保障負担を考慮すると、20%を超える保険料負担は耐えがたく、給付水準の見直しは避けられない」とした。すなわち、公的年金の負担は、中長期的にも、労使合せて、1 階の税方式部分の保険料率換算を含めて、月収の 20%以下にとどめることとすべきである。

(給付の水準)

これまでは、とかく、給付の水準や仕組みを固定化させたままで、負担をどうするかのであつたが、今後は、負担の限界の中で、給付を考えなければならない。前述の負担の限界の中で 1 階・2 階を合せた公的年金の給付が納まるように設計することとし、また、世界に例のない早さで進む人口構成の変化等を踏まえて負担の限界を考えると、給付水準を、中長期的に、なだらかに 2~3 割程度削減することが必要になる。

3. 1 階部分の改革

1 階部分を次のように改革するものとする。

(名称等)

1 階部分(現在の基礎年金部分)の名称を「基本年金」(仮称)とし、現行の基礎年金と同様に、定額給付とする。

(給付水準)

「基本年金」の給付水準は、老後の国民生活の衣食住費用という基礎的費用を賄うに足る水準とするが、移行時は、現行水準の 6.5 万円程度の水準とする。

(参考)平成 6 年度「全国消費実態調査」による高齢者世帯(夫 65 歳以上・妻 60 歳以上

の有業者なしの夫婦のみ世帯)の消費支出の状況衣食住費用(基礎的費用)116,509円。
衣食住費用+保健医療 128,842円。

(スライド)

「基本年金」の給付水準は、財政再計算期ごとに二物価や生活実態を踏まえて改定することとする。

現行の消費者物価指数が消費税負担分を含めて算定しているため、現在の物価スライド制においては、年金額の改定が消費税率改定による物価への影響分を含むものとなっている。しかし、「基本年金」を物価や生活実態を踏まえて改定するに際しては、消費税率改定部分は、年金受給者を含むすべての国民があまねく負担すべきものであるから、結果として年金受給者だけが負担しないことにならないよう、消費税率改定による物価への影響分は除くものとする。

賃金スライドは行わない。

(財源)

現行の基礎年金の給付費の財源は、全体の3分の2が保険料負担(自営業者・学生などの国民年金保険料と厚生年金や共済組合などからの拠出金)とされ、全体の3分の1が国庫負担とされているが、現在、国民年金では、未加入・未納・免除が3割以上にも達するという、いわゆる国民年金の空洞化が進んでいる。今後、国民年金保険料がさらに上げられれば、空洞化は深刻なものとなる。

これらや前述の問題点の解決のため、基礎年金を「基本年金」に切替え、現行の保険料負担部分の財源を目的間接税に転換するものとする。

(参考) 厚生省試算によれば、消費税上乗せの場合、移行時には消費税率が3.2%上乗せとなる。一方、その時には、国民年金保険料月額13,300円の負担がなくなり、厚生年金保険料率は、現行の17.35%が、13.05%へと4.3%減となる。

現行の給付水準を将来も維持するとすれば、2025年には消費税率が6.1%上乗せとなると試算(厚生省)されている。しかし、本案では、「基本年金」は、賃金スライドは廃止し、また、後述のように、高所得者等の支給制限の導入を組んでいるので、2025年の上乗せは6.1%より小さくなると見込まれる。

(支給開始年齢)

「基本年金」の支給開始年齢は、現在の基礎年金と同様に65歳とする。この場合、60~64歳からの繰上げ支給や、66~70歳への繰下げ支給の制度を設けることとする。この「基本年金」の繰上げ支給・繰下げ支給のいずれの場合も、適正な数理計算に基づき支給率を定めるものとする。

(受給資格等)

「基本年金」の受給資格は、国内居住が一定年数以上の者に付与することとするともに、「基本年金」の満額支給の支給要件を定めることとする。

(参考)・カナダ、オーストラリア、ニュージーランドの場合は、10年の国内居住を要する。

- ・カナダ、デンマークの場合は、満額年金は40年間の国内居住を要する。
- ・イギリスの基礎年金の場合、保険料を拠出した期間が全就労期間の90%程度以上の時、満額年金を受給でき、拠出期間が不足する時は、その期間に応じて減額される。

「基本年金」は、基礎的生活費を賄うものであるから、高所得者や高資産者について、年金を支給制限することはやむを得ない。所得・資産が一定額以上の場合は、減額支給とし、さらに高額な場合は全額不支給とする。なお、所得の把握にあたり、納税者番号制導入などの実施方法について、別途検討する必要がある。

(改善点)

このように「基本年金」の財源を目的間接税負担とすることによって、次のような点が改善される。

- ・財源を「基本年金」以外には使用できない目的間接税とし、現行の一般会計に入る消費税などとは区分されることにより、用途が完全に限定、公開される。
- ・保険料の支払額が軽減され、勤労者、企業の負担が軽減される。
- ・現在の現役世代には、自分達は保険料を払っても、将来、年金はもらえないのではないかと心配をする向が多いが、これらの公的年金に対する国民の不安・不満がなくなり、公的年金制度が長期的に安定することにより、年金への国民の信頼が回復される。
- ・前述のような国民年金の空洞化問題がなくなる。
- ・第3号被保険者問題(現行の制度では、第3号被保険者=専業主婦が保険料負担をすることなく、基礎年金を受給できる仕組みとなっていることから、働く女性と専業主婦との間で負担が不公平であり、専業主婦からも保険料を徴収すべきとの意見がある。)が解決する。
- ・学生からの保険料徴収問題がなくなる。
- ・現在、国民年金保険料の徴収には相当なコストがかかっているが、その大幅削減が可能となる。また、これに伴い、徴収事務従事者の削減もできるようになる。

(参考) 国民年金事務費 1604 億円 (1996 年度) 対保険料比 8.4%
厚生年金事務費 501 億円 (同上) 同上 0.3%

4.2 階部分の改革

2 階部分を次のように改革するものとする。

(名称等)

2 階部分 (現在の報酬比例給付部分) の名称を「報酬比例年金」(仮称) とし、現在の報酬比例給付と同様に、現役時代 (被保険者期間) の報酬額の平均に比例した年金を支給することとする。

(対象者)

「報酬比例年金」の加入対象者は、現行と同様に、被用者は強制加入とする (なお、自営業者等は、現行どおり、国民年金基金に任意加入)。

(給付水準)

「報酬比例年金」の給付水準は、「報酬比例年金」保険料の負担水準に見合うように設計するものとし、現在の報酬比例給付の水準を、中長期的に (例えば、20~30 年間かけて) なだらかに削減するものとする。具体的には、現在、千分の 7.5 とされている乗率をなだらかに減ずることとし、現行のモデル年金の報酬比例給付部分約 10 万円を、おおむね 6~5 万円とする。

(参考) 現行モデル:

平均標準報酬月額 × 乗率 7.5 / 1000 × 加入年数 = 報酬比例給付

男性 平均標準報酬月額 34 万円、加入年数 40 年の場合

34 万円 × 乗率 7.5 / 1000 × 40 年 = 10,000 円

(スライド)

「報酬比例年金」の新規裁定時には、可処分所得による評価を行うこととするが、裁定後の年金額の改定は、物価スライドのみとする (賃金スライドは廃止。消費税率改定による物価への影響分の扱いは、「基本年金」の場合と同様)。なお、「報酬比例年金」への移行時に現に受給中の者 (既裁定者) については、従前額を維持する。従前額支給期間中は、基本的に、スライドなしとする。

(財源)

「報酬比例年金」の財源は、長生きや運用のリスクに対応するため、現行と同様に、社会保険方式による保険料負担 (労使折半負担、国庫補助なし) とする。保険料の算定の基

礎となる給与は、現行と同様に、標準報酬月額方式とする。

なお、総報酬制については、給与は安定財源とはいえないこと、総報酬制導入により給付格差が拡大すること、総報酬制は退職金を廃止し給与に上乗せした企業に過酷な負担を課すものであることなどから、その導入に反対である。

(支給開始年齢)

現在の厚生年金制度では、平成6年改正で、2001年から2013年にかけて、老齢厚生年金のうちの定額部分を段階的に廃止していくこと、すなわち、定額部分の支給開始年齢を、3年に1歳ずつ引上げ、65歳とすることが既に決まっている。この場合でも、2013年には、60～64歳について、老齢厚生年金のうちの報酬比例部分(「別個の給付」)が支給される。

しかしながら、法律の本則(昭和60年改正)では、支給開始年齢は65歳に定められていることを前提に考えると、「別個の給付」を、段階的に廃止していくことが必要である(これに伴い、在職老齢年金制度も順次廃止となる)。すなわち、将来的に、支給開始年齢を段階的に引上げ、満額年金の支給基準年齢を65歳とする。支給開始年齢は、60～70歳の幅の中で、本人の自由な選択とする。この場合、60～64歳からの繰上げ支給や、66～70歳への繰下げ支給の制度を設ける。繰上げ支給、繰下げ支給いずれの場合も、適正な数理計算に基づき支給率を定めるものとする。

(未積立分の処理)

現在の厚生年金の報酬比例部分の未積立分は、厚生省試算によれば350兆円と試算されている。これについては、中長期的に処理していく必要がある。処理方法を、保険料上乗せとするか、国債発行か、増税か、給付減額か、これらの組合せか、また、国債発行の場合に、何年程度の有期国債か永久国債かなどについては、別途検討する必要がある(なお、本案では、移行時の既裁定者は、移行後の期間は賃金スライドなしとの考え方であるので、350兆円は圧縮される)。

(将来の検討課題)

「報酬比例年金」という確定給付型年金においては、制度設計と現実との乖離(例えば、少子化の進行による被保険者の伸びの鈍化、平均余命の伸長、低金利による実現利回りの低下、など)や、政策的に低い保険料率を設定してきたことなどにより、負担と給付に大きなアンバランスが生ずる。また、確定給付型年金は、インフレに対応して給付水準を維持しようとする、物価スライドなどの調整が必要となるが、財源的には後代負担が必ず発生することになる。

これらを回避するため、将来的には、2階部分を保険料負担比例年金(現役時代に納めた保険料負担に比例して支給する確定拠出型年金)に転換することを検討する必要がある。

また、その後の状況変化を踏まえながら、その民営化問題についても検討する必要がある。

る。

5. モデル年金

現行の制度下での1階・2階を合せたモデル年金は、妻が一度も厚生年金被保険者となっていない専業主婦モデルとなっており、その水準は、約23万円で、高齢者世帯の消費支出全体に近い金額になっている。

(参考) 男性 平均標準報酬月額34万円、加入年数40年の場合

$$\text{老齢基礎年金 } 6.5 \text{ 万円} \times 2 \text{ 人} + \text{平均標準報酬月額 } 34 \text{ 万円} \times \text{乗率 } 7.5 / 1000 \\ \times 40 \text{ 年} = \text{約 } 23 \text{ 万円}$$

平成6年度「全国消費実態調査」による高齢者世帯の消費支出 237,604円

この水準は、負担と給付の公平の確保などの観点から、適正なものとする必要がある。このため、これまで述べた、1階部分の「基本年金」と2階部分の「報酬比例年金」とを合せたモデル年金の水準を、中長期的に(例えば、20~30年間かけて)なだらかに削減するものとし、現行モデルに比して2~3割程度減ずることとする。

この場合、女性の就労が進んでいることから、専業主婦モデルではなく、女性の平均厚生年金加入期間も考慮したモデル年金の設計とすべきである。

(参考) 女性の標準報酬月額の平均 20.3万円(平成5年度)

女性の平均厚生年金加入年数 7年 (平成7年。将来は、さらに長期となるう)

6. 企業年金改革

(今後の企業年金のあり方)

現在の企業年金制度には、制度の健全な運営や円滑な普及を妨げているいくつかの問題点がある。それらの解決に向け、日経連では、本年5月、次のような提言をとりまとめたが、これらは速やかに実現されなければならない。

- (1) 年金税制に関しては、拠出時・積立段階非課税、給付時課税との基本的な考え方を全ての制度に適用すべきであり、特別法人税は直ちに撤廃すること。
- (2) 労使合意を前提としたより柔軟な制度設計を実現すること。
- (3) 税制の恩典をそなえた確定拠出型企業年金の早期導入を実現するとともに、「個人勘定」(仮称)を創設し、選択肢の拡大をはかること。
- (4) 厚生年金基金の代行部分について廃止の方向で抜本的に見直すこと。
- (5) 労使自治の原則に基づいて、定期的に制度の健全性をチェックする仕組みを設けること。
- (6) 厚生年金基金から適格退職年金への移行を認めること。

（厚生年金基金の代行制度）

企業年金制度の一形態である現行の厚生年金基金は、代行部分を抱えているために、公的年金の役割と私的年金の役割とを併せ有し、加えて両者の財政方式が異なるために極めて不可解な存在となっており、現在、多くの問題を抱えている。実現利回りの大幅な低下の中で、代行部分の利差損まで企業負担となることが、事態をより深刻なものとしている。

また、厚生年金本体の予定利率が引下げられるとすれば、それに伴って生ずる代行部分の積立不足は一体誰が負担すべきなのか。

退職給付債務について新しい企業会計基準が適用されるようになれば、企業の損益や格付けにも大きな影響が出る。

これらの問題は、いずれも代行制度に由来する。厚生年金基金の代行制度は、廃止の方向で抜本的に見直すべきである。当面の対応としては、代行なし基金・代行部分の国への返上を認めるべきである。

7. 積立金のあり方

1 階部分の「基本年金」については、税方式・賦課方式となるので、基本的に積立金は不要となる。

2 階部分の「報酬比例年金」については、社会保険方式・積立方式となるが、その積立金のあり方については、「2. 負担と給付」で述べた「労使合せて、1 階の税方式部分の保険料率換算を含めて、月収の 20% 以下」の範囲内での積立金の規模とすべきこと、これに伴い中長期的になだらかに給付水準が削減されることになること、未積立分の処理方針を明らかにすること、などと併せて検討すべきである。

また、積立金の自主運用に当たっては、保険料拠出者の意向を最大限に反映するとともに、情報の開示と透明性の確保、確固たる責任体制の確立の下に、安全性と確実性の追求を基本に、具体的方策を検討していく必要がある。

8. その他の事項

（パート労働者の扱い）

厚生年金の適用労働者の範囲について、労働時間が通常の就労者の 3/4 未満の者や、年収 130 万円未満の者への適用拡大を行い、具体的には、労働時間が通常の就労者の 1/2 以上の者や、年収 90 万円以上の者についても適用すべしとの見解がある。

しかし、健康保険法上の被扶養者の扱いをどうするか、税法上の配偶者控除・配偶者特別控除などの扱いをどうするか、企業の配偶者手当の扱いをどうするか、などを総合的に考慮した上で、慎重に判断する必要がある。

また、パート労働者自身や企業が、保険料負担が増大する中でも適用拡大を望んでいるかどうか、十分に見極める必要がある。

(少子化への対応)

近年、わが国では少子化が急速に進行し、経済社会全般にさまざまな影響を及ぼし、とくに、年金制度へ深刻な影響をもたらしている。

このため、年金制度においても、負担面や給付面で対策を講ずべきとの意見がある。

しかし、少子化対策は、基本的には、総合対策として、一般税財源で行うべきものであろう。

なお、育児休業中の社会保険料(厚生年金・健康保険・雇用保険)の免除制度は、現在、本人のみについて認めているが、事業主にも認めるべきである。

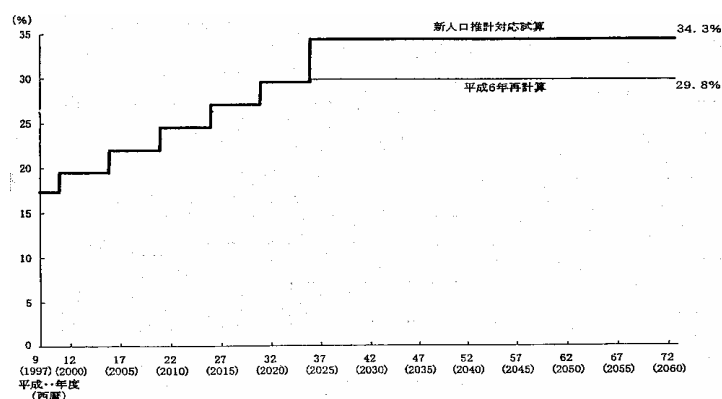
9. 改正の順序

1 階部分の財源の転換(税方式導入)については、目的間接税の導入についての国民や政府、与党・野党のコンセンサスを得つつ、今回改正において明確化し、速やかに実施に移すべきである。なお、1 階部分の賃金スライドの廃止については、財源の転換前であっても実施すべきである。

2 階部分の改革、即ち、乗率のなだらかな変更、賃金スライドの廃止、支給開始年齢の引上げなどは、基本的に、今回改正により実施に移すものとする。また、厚生年金基金への確定拠出型年金の導入、「個人勘定」の創設なども、今回改正により行うべきである。

さらに、厚生省のこれまでの計画によれば、1999年には厚生年金の保険料率を引上げる(17.35%から19.5%へ)を予定しているが、昨今の危機的経済動向などを考慮すれば、勤労者・企業ともに保険料率引上げの余力はないため、この計画は実施するべきではない。

厚生年金の保険料率の将来見通し



(注) 新人口推計対応試算の動態平準保険料率は、平成12年度以降、一定の保険料率とする場合の保険料率である。

経済的要素の前提を変更した場合の厚生年金の最終保険料率

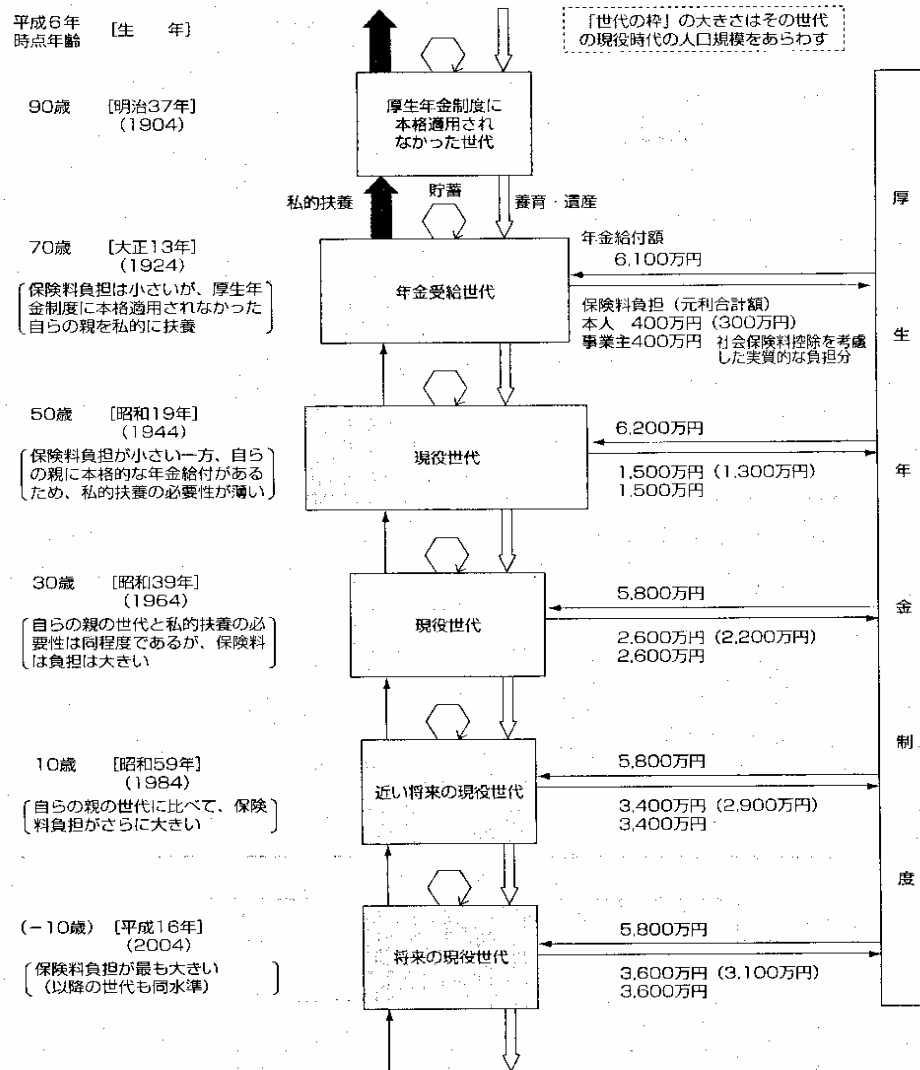
(単位：%)

	経済的要素の前提			最終保険料率
	標準報酬上昇率	消費者物価上昇率	連用制回り	
平成6年財政再計算における経済的要素の前提	4.0	2.0	5.5	34.3
ケース1	3.0	2.0	4.5	35.8
ケース2	2.5	2.0	4.0	36.6
ケース3	2.5	1.0	4.0	35.4
ケース4	2.0	0.0	3.5	34.9

厚生省「5つの選択肢」

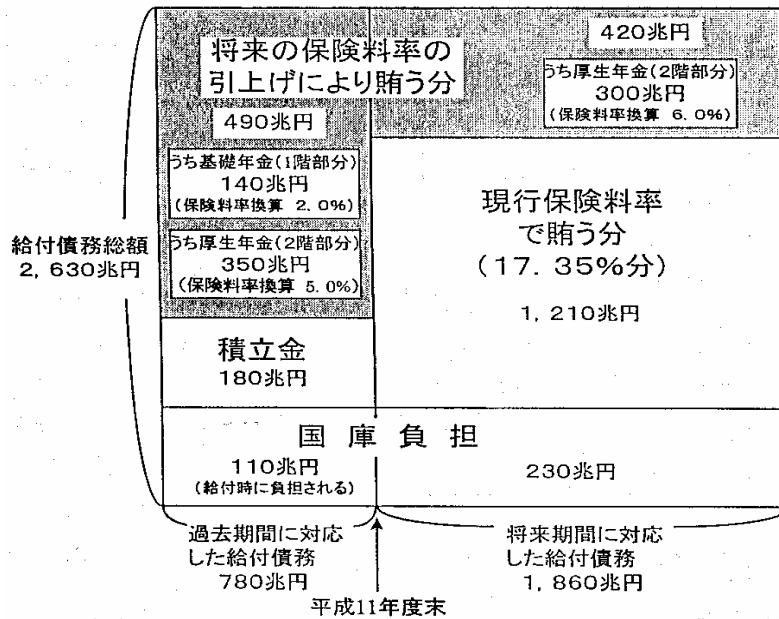
項目	内容	最終保険料率 対月収(対総報酬)	モデル年金額
A案	現行制度の給付設定を維持する 1994年改正に基づく給付水準や支給開始年齢を維持。	34.3% (26.4%)	23.1万円
B案	2025年の支給総額を1割程度削減。	30%程度 (23%程度)	20.7万円
C案	厚生年金保険料率を年収(ボーナスを含む)の20%程度にとどめる 2025年の支給総額を2割程度削減。	26%程度 (20%程度)	18.6万円
D案	厚生年金保険料率を現状程度に維持する 2025年の支給総額を4割程度削減。	20%程度 (15%程度)	13.9万円
E案	厚生年金の廃止 ・公的年金は基礎年金のみ。 ・厚生年金は廃止し、積立方式による民間の企業年金または個人年金。		

厚生年金制度における世代間の年金給付額と保険料負担の関係（概念図）



- (注) 1. 平成 6 (1994) 年財政再計算結果に基づき、最終的な保険料率は 29.8%、本人の老齢年金受給期間は平均的に 81.4 歳までとしています。
2. 年金給付額と保険料負担については、「夫と妻 (専業主婦で夫より 3 歳年下)」の場合を想定しており、20 歳から 59 歳まで (70 歳の人についてはその 8 割の期間のみ加入) の平均標準報酬月額 は 340,000 円としています。
3. 額はすべて 1 人当たり (平成 6 (1994) 年度価格) を示しています。
4. 保険料負担のほかに、税負担のうち年金給付に充てられる分 (国庫負担分) があります。

厚生年金の給付債務と財源構成 (1998年度末)



厚生年金基金と適格退職年金の比較

厚生年金基金	適格退職年金	
人数要件	<ul style="list-style-type: none"> ・単独設立 500人以上 ・連合設立 800人以上 ・総合設立 3,000人以上 	15人以上
給付期間	原則として終身年金	5年以上。大半が有期年金。
給付水準	代行部分相当額の3割以上の加算給付	特に制約はなし
積立金に対する税制	代行部分の2.7倍相当額を超える部分について1%の特 別法人税	積立金の全部について1%の特 別法人税
加入員数	1,249万人 (平成10年4月1日現在)	1,046万人 (平成10年3月末)
積立金規模	約48.7兆円 (平成10年3月末)	約19.2兆円 (平成10年3月末)
運営主体	厚生年金基金(特別法人)	事業主